様式第３号（第７条関係）

会　議　録

１　附属機関の会議の名称

平成 26 年度　第２回水戸市安全なまちづくり推進委員会

２　開催日時

平成 26 年 12 月 18 日(木)　　午後１時 30 分から午後３時 30 分まで

３　開催場所

水戸市役所　本庁舎南側臨時庁舎　３階　中会議室

４　出席した者の氏名

(1)　委　員

久保田　圀男　　有川　秀男　　浅野　茂　　清水　昭郎　　渡辺　三代子

滝澤　要　　林　由香里　　飯田　正美　冨田　信穂　　中根　昭弘

上田　善隆　　助川　公継　　藤田　絹代　　市川　公明

(2)　事務局

髙野　裕一　　長山　一弘　　海老澤　守　　小林　達矢

５　議題及び公開・非公開の別

(1)　水戸市安全なまちづくり基本計画(第２次)」(素案)について　（公開）

(2)　その他　　（公開）

６　非公開の理由

なし

７　傍聴人の数

２名

８　会議資料の名称

資料１　「安全なまちづくり基本計画」策定スケジュール

資料２　水戸市安全なまちづくり基本計画（第２次）(骨子案)

９　発言の内容

【事務局】

ただ今から平成 26 年度第２回水戸市安全なまちづくり推進委員会を開催いたします。開催に当たりまして，＿＿委員長様から御挨拶を頂戴したいと思います。

【委員長】

こんにちは。第２回の水戸市安全なまちづくり推進委員会議を開くに当たりまして，御挨拶を申し上げます。本日は年末のお忙しい中会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。御案内のとおり，安全なまちづくり基本計画の策定のための審議をしているわけでございます。この安全なまちづくり基本計画というのは，犯罪や非行の未然防止というものが中心となっております。そのためには,犯罪の実態と原因を十分に把握して,適切な対応をしていくというのが何よりも必要なことです。そういう意味でこの基本計画

というものは非常に大きな意味を持っているものです。ということで，計画の策定に当たりましては，皆様方からいろいろ御意見を頂戴して十分反映させていきたいと思いますので，皆様方の活発な御意見をお寄せくださいますようによろしくお願いいたします。簡単ではございますが，私からの挨拶とさせていただきます。

【事務局】
それでは，これからの議事進行につきましては，条例第 20 条第１項の規定により，委員長が行うこととなりますので，＿＿委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

【委員長】
それでは，暫時議長を務めさせていただきます。
案件の審議に入ります前に，条例第 20 条第２項の規定により，当委員会は委員の２分の１以上の出席が必要となっておりますが，委員１５名中，本日の出席委員は１４名御出席いただいておりますので，会議が成立することをまず御報告いたします。それから，あらかじめ会議の傍聴についてお知らせしておりましたが，本日は，傍聴を希望される方は２人となりますので併せて御報告いたします。これも御存じのことと思いますが，当委員会は水戸市の附属機関として位置付けられていることから，市の規定により会議を公開といたします。また，当委員会における議事につきましては，議事録を作成しまして，公表することとなっており，議事録の署名を得る必要がありますので，議事録署名人の選出を行いたいと思いますが，どのように選出するかお諮りいたします。

【委　員】
事務局一任。

【委員長】
事務局一任の声がありましたが，よろしいでしょうか。

【委　員】
異議なし。

【事務局】
では，事務局から提案させていただきます。事務局といたしましては，＿＿委員，＿＿委員にお願いしたいと思います。

【委員長】
提案のありました，両委員で御異議ございませんでしょうか。

【委　員】
異議なし。

【委員長】

異議なしの声を頂戴いたしましたので，両委員にお願いしたいと思います。両委員は，事務局が後日整理作成いたしました会議録に記名押印をお願いいたします。それでは，早速議事に入りたいと思います。水戸市安全なまちづくり基本計画（第２次）（案）について，一括して事務局より説明願います。

【事務局】

地域安全課の____と申します。それでは今回お示しいたします，安全なまちづくり基本計画の素案について御説明いたします。

まず安全なまちづくり基本計画（素案）について，これまでの流れなどお示ししておきます。この基本計画（素案）につきましては前回にお配りしました水戸市第６次総合計画の防犯の部分，これを具体化した計画となります。平成 16 年４月に安全なまちづくり条例を施行しまして，地域の安全に関する基本理念を定め，平成 17 年４月には水戸市安全なまちづくり基本計画第１次計画を策定いたしまして，市民が安全に生活できるまちづくりを推進してまいりました。平成 23 年 11 月には，水戸駅南口周辺地区を安全なまちづくりのモデル地区と指定いたしまして，23 年に水戸市内の交番の中で最も発生が多かった水戸駅南口交番管内の刑法犯認知件数 651 件は，平成 25 年には 507 件となり，ピーク時から約２割減少させることができました。前計画が，平成 26 年までとなっておりますので，更に安全なまちづくりを推進するため，この第２次基本計画を策定するものであります。

地域の課題といたしましては，これまでに挙げられたところで，地域コミュニティの不足，隣のアパートに住んでいる人が誰だかも分からない。挨拶もしない，というようなことから始まりまして，防犯団体の課題，会員の高齢化，パトロールの会員数が確保できない，あとは前回の委員会の先生からの意見を頂いたところで，保護司の第３の処遇の場を設ける。あとは空き家の対策の推進に新しい数値を盛り込んだり，空き地・空き家対策を計画に盛り込んでいく。また，防犯灯のＬＥＤ化をＰＲいただいたなどありますが，これらのことを踏まえて策定しております。これらのことをまとめまして，基本的な計画に盛り込んだところとしましては，この後，内容を御説明いたしますが，発生件数の多い犯罪への対応をどうするか，空き巣，自転車盗，ニセ電話詐欺について，どうやって対策をしていくか，それから再犯防止対策の推進，それから防犯ボランティア団体への支援，空き家対策の推進，防犯灯や防犯カメラの設置など。これらが必要となってくる施策であります。

市といたしましては，この計画の進め方として，基本的にモデル地区の推進，この指定を解除した後をどうするかということが一つと，水戸市第６次総合計画において，既に確定している事項がありますので，犯罪認知件数を 2023 年には 3,500 件にする。これは水戸市の第６次総合計画で決められていることでもあります。あと，計画の三本柱として，防犯体制の充実,防犯対策の強化,防犯設備の整備などが定められているところであります。その他にも，水戸市安全なまちづくり条例の中で，12 条～17 条の中で，12 条で防犯組織に対する支援，13 条で広報活動，14 条で児童等に対する教育等，15 条で児童等の安全の確保，16 条で施設設備の整備，17 条で安全なまちづくりモデル地区について定められておりますので，これらを盛り込んでこの素案を策定いたしました。

それでは，これから計画の内容の御説明に入ります。基本計画（案）１ページを御覧ください。第１章 計画策定の基本的事項の１ 計画策定の趣旨ですが，これまで国においては,「世界一安全な国，日本」の復活を目指し，犯罪の起こりにくい社会環境の整備などを進めてきました。その効果により，犯罪認知件数は着実に減少していますが，県政世論調査の結果から,依然として県民の約３割は「治安状況は悪くなっている」と感じています。本市においても，2004（平成 16）年に水戸市安全なまちづくり条例を施行し，地域，事業者,行政等が連携した防犯活動などにより,犯罪認知件数は減少傾向を示しているものの，凶悪犯罪の発生やニセ電話詐欺などが社会問題となっており，真に市民が安全・安心を感じられる地域社会を形成していかなければなりません。国においては,「世界一安全な国，日本」の復活を目指し，犯罪の起こりにくい社会環境の整備などを進めてきました。その効果により，犯罪認知件数は着実に減少していますが，県政世論調査の結果から，依然として県民の約３割は「治安状況は悪くなっている」と感じています。本市においても，2004（平成 16）年に水戸市安全なまちづくり条例を施行し，地域，事業者，行政等が連携した防犯活動などにより，犯罪認知件数は減少傾向を示しているものの，凶悪犯罪の発生やニセ電話詐欺などが社会問題となっており，真に市民が安全・安心を感じられる地域社会を形成していかなければなりません。

２ 計画の位置付けですが，この計画は，県民が安全に暮らすことのできる社会の実現を目的として策定された「茨城県安全なまちづくり条例」及び「水戸市安全なまちづくり条例」等の内容を踏まえ，水戸市第６次総合計画で定めた将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する魁(さきがけ)のまち・水戸」の実現を目指し，今後の本市の安全なまちづくりに関する施策を推進する為の指針となるものです。分かりやすくするために，下にイメージ図を張り付けておきました。

２ページを御覧ください。３ 計画の期間ですが 2015（平成 27）年度から 2023（平成 35）年度までの９か年とします。なお，社会経済情勢の変化や，国及び県における方針の変更など，計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には，適宜見直しを行うものとします，という文章を入れてあります。

３ページを御覧ください。第２章 犯罪の現状と課題について。１ 国・県の現状（1）国の現状ですが，国においては，2002（平成 14）年に犯罪認知件数が戦後最多となったことを踏まえ，2003（平成 15）年の犯罪対策閣僚会議において,「世界一安全な国，日本」の復活を目指して「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され，５つの重点課題が設定されました。2013（平成 25）年には，犯罪対策閣僚会議において,「『世界一安全な日本』創造戦略」が決定し，2020（平成 32）年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向けて，７つの戦略に沿って施策に取り組んでいく方針です。(2) 県の現状。県においては，国の行動計画を受けて，2003（平成 15）年，安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のための必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」を制定し，安全な社会の実現に向けた取組を推進しています。これも分かりやすくするために，グラフや表を使って説明しております。

６ページを御覧ください。２ 水戸市（水戸警察署）の現状でありますが，本市における空き巣 252 件は県内最多であり，乗り物盗の中でも自転車盗の発生件数は依然として多い状況にあり，2013(平成 25)年の自転車盗 661 件も，県内最多となっています。

10 ページを御覧ください。前計画のまとめ（1）施策の成果について，前計画においては，市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成に向け，「人づくり」「まちづくり」「連携体制づくり」という３つを説明しております。(2) 安全なまちづくりモデル地区については，2011（平成 23）年 11 月には水戸駅南口周辺地区をモデル地区に指定し，46 団体で構成する対策会議の開催，水戸警察署と連携した防犯パトロール，防犯指導などを推進しました。特に，青少年の健全育成として「少年の非行防止」，防犯活動として「犯罪抑止」を組み合わせ，各種防犯活動に取り組んできました。このようなことを記載しております。成果としましては，これらの活動の成果として，2011（平成 23）年に水戸市内の交番の中で最も発生が多かった水戸駅南口交番管内の犯罪認知件数 651 件は，2013（平成 25）年には 507 件となり，約２割減少させることができましたことを説明しております。

12 ページを御覧ください。4　現状と前計画を踏まえた課題（1）協働による犯罪の抑止施策では，「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた活動のような，犯罪抑止施策の重点的な取組を進めていくことを書いております。(2) 発生件数の多い犯罪対策では，本市で犯罪が多い ①空き巣，鍵かけの周知徹底や住宅周辺の見回り活動など，空き巣に対する防犯対策により，被害を未然に防止する必要があること，②自転車盗難窃盗犯の中でも自転車盗の発生件数は依然として多い状況にあり，2013（平成 25）年の 661 件は県内最多となっており，鍵かけの徹底や放置自転車を減少させる対策が課題となっていること，③ニセ電話詐欺は近年，増加傾向にあり，被害額も急増している状況にあり，このような状況から，広報活動や高齢者等に対する講話・研修会の開催など，市民の抵抗力を高めることが課題となることを説明しております。(3) 再犯防止対策の推進では，保護観察の実務で長く行われてきた来訪中心の処遇方式について，「保護司宅が処遇の場」という基本は維持しつつも，保護司宅でも対象者宅でもない「第三の処遇の場」を設ける仕組みを検討すべきとの課題など，保護司の現状について説明してあります。(4) 防犯ボランティア団体への支援では，地域住民で構成された防犯ボランティア団体においては，会員の高齢化や住民･学校などとの連携強化といったことを説明しております。(5) 空き家等対策では，ここは委員の先生方に御意見を頂いたところでありますが，数値などを入れて説明しております。日本全国で空き家が増加しており，2013（平成 25）年に実施した住宅・土地統計調査の結果，空き家数は 820 万戸と５年前に比べて 63 万戸増加し，空き家率（総住宅に占める割合）は 13.5％と過去最高になっています。所有者の所在が分からないケースも多く，市町村による対策推進の障害となっており，このような背景から 2014 年（平成 26）年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。そのため，特別措置法を踏まえた，新たな取組を検討していく必要があります。空家等対策の推進に関する特別措置法の概要を載せておきました。(6) 防犯設備の増設では，犯罪の起きにくいまちづくりに向け，街頭への防犯灯の設置や防犯カメラの設置等が求められており，街頭犯罪を抑止するためには，防犯灯の設置促進や防犯カメラの増設などについて書いております。

14 ページを御覧ください。第３章 計画の基本的方向　1　目指す姿ですが，水戸市は，国の戦略などを踏まえ，町内会・自治会や小・中学校，防犯ボランティア団体，警察等の関係機関との協働により，安全なまちづくりモデル地区における先導的な防犯対策を推進し，その対策を全市へ展開することなどによって，本市の犯罪認知件数の一層の減少を図

り，安全・安心を感じられるまちを目指していくことを書いております。２ 基本方針。基本方針１「防犯力の高い地域社会づくり」，基本方針２「防犯意識の高い人づくり」，基本方針３「犯罪が起きにくいまちづくり」についてそれぞれ説明しております。３ 計画の目標といたしまして，犯罪認知件数について，過去の犯罪減少率などを踏まえ，地域の防犯団体の強化，協働による防犯対策を推進し，毎年約２％の減少を継続し，2013（平成 25）年 4,357 件から 2023（平成 35）年までに 20%減少させることを目指します。４ 施策の体系のところですが，ここは体系図を添付いたしまして，目指す姿から基本方針，基本的施策，具体的施策までを分かりやすく図にいたしました。モデル地区につきましては，重点的な取組といたしまして，この３本柱の上に持ってまいりました。

17 ページを御覧ください。ここからが施策の展開ということなのですが，ここで各施策の説明をしておりますが，安全なまちづくりモデル地区の新地区の指定ですが，指定する地区については，安全なまちづくりを地区全体で取り組む「他の地区の模範となる地区」及び「施策を重点的に推進する地区」として，先導的な施策を取り込みながら，試験的に実施できる地区とします。これらの施策を実施する地区を選定し，モデル地区として新地区を指定します。モデル地区における活動の支援モデル地区において，地域に存在する町内会・自治会等の住民組織，小・中学校，防犯ボランティア団体，交番等が相互に連携したネットワークの確立に努めるとともに，地区の具体的課題について，犯罪の未然防止に向けた様々な施策等の活動を支援し，協働による取組を推進します。モデル地区における成果の拡大水戸駅南口周辺地区の成果や新たに指定する地区の成果等を広くＰＲするとともに，講習や研修会等を通じ，各地区の取組，更には全市的な取組へと拡大を図ります。

(1) 進行手順としまして，①特徴的な取組を推進している地区や重点的に取り組むべき地区等をモデル候補地として選定します。②モデル候補地において，意識・実態調査等を実施し，その地域の課題等の実情把握に努めます。③その地域の課題解決に向け，地域の実情に即した有効な各種対策の検討を進めます。④モデル地区における施策の骨子等がまとまった段階で，安全なまちづくり推進委員会の意見を聞くとともに，地域の住民，事業者，警察等関係機関との協議を行い，モデル地区を指定します。⑤モデル地区の指定は，期間を設定し，施策の効果を測定した上で，事後評価等により施策の効果を測定します。⑥効果が上がった事例等については，他の地区へも導入します，となっております。次に(2) モデル地区解除後の対応ですが，他の地区の先導的な役割であるモデル地区としての指定を解除した後も，その地域として解決すべき課題が残る場合は，「重点地区」として引き続き，市，警察，地域及び学校等が連携し，課題解決に向けた推進体制を継続していくこととします。(3) 今後の取組方針ですが，水戸駅南口周辺地区における課題を踏まえ，他の地区の模範となる新たな安全なまちづくりモデル地区を早期に指定し，先導的かつ重点的な防犯対策等を進め，その成果を全市的に展開していきます。

19 ページを御覧ください。１ 防犯力の高い地域社会づくり (1) 地域における防犯対策の強化ですが，①挨拶，声かけの励行，②ながらパトロールの促進，③事業所等との連携，④青色防犯パトロールの促進，⑤繁華街における環境健全化活動と定めております。(2) 学校における安全管理の推進では，①不審者対策の強化，②通学路の安全確保の推進となっております。(3) 防犯上配慮を要する者の安全対策の強化，犯罪被害者の支援では，①子どもの安全対策の強化，②女性の安全対策の強化，③高齢者の安全対策の強化，④障害者

の安全対策の強化，⑤犯罪被害者に対する支援となっております。(4) 再犯防止に向けた取組の強化では，①関係機関との連携強化，②更生保護の理解と協力の確保，③更生保護の処遇方式の見直し，④薬物乱用防止の広報啓発となっております。

26 ページを御覧ください。第５章 計画の推進体制と進行管理についてですが，1 安全なまちづくり推進体制ですが，安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっては，関係機関の職員，関係団体の役員及び学識経験者で構成する「水戸市安全なまちづくり推進委員会」の意見を踏まえながら，市民，事業者を始め，防犯協会，学校関係団体及び警察等の関係行政機関などと相互に連携，協力し，円滑な推進を図るといたしました。2 庁内推進体制では，庁内の関係部課長で構成する「水戸市安全なまちづくり連絡会議」において，各部課間の合意形成及び連絡調整を行いながら，全庁的な体制で取り組みますといたしました。3 年次報告，進行管理ですが，安全なまちづくりに関する施策の実施状況等については，水戸市安全なまちづくり条例に基づき，毎年，報告書等を作成し，公表を行います。また，計画の進捗状況を踏まえ，施策の見直しを図るなど，適切な進行管理に努めます。その下に推進体制のイメージを分かりやすくするため，イメージ図を添付しております。これ以降は付属資料のページになります。水戸市安全なまちづくり条例，水戸市安全なまちづくり推進委員会委員名簿，主な経過となっております。特にこの基本計画につきましては，安全なまちづくり条例につきましては，添付資料の一番最初に添付しております。事務局からの説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。今安全なまちづくり基本計画の御説明を頂いたところですが，これから委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますが，何が御意見ありますでしょうか。

【委　員】

質問ですが，犯罪件数が減ってきている点について，一番大きい原因は何でしょうか。

【事務局】

国としても犯罪抑止施策を推し進めてまいりまして，警察でも人員を増強するなど，防犯対策を強化しております。その中で，市民防犯活動が平成 17 年当時，防犯対策の一層の推進ということで，近所の底力というところで，日本全国で防犯に対する意識が高まっていることもあります。それに基づきまして，防犯自警団とか防犯団体が増強され，パトロール活動の成果もあると思います。それらの活動の成果により，犯罪件数が年々減少いたしまして，約半数まで減っている状況であります。

【委　員】

今，事務局からも説明がありましたが，防犯対策が各市民団体に浸透してきたのが大きな要因ではないかなと考えています。警察力の組織の拡大もありますが，ただ，やはり防犯団体の大幅増加と犯罪の発生は関係しているということで，そういった団体の活動が良

い方向で進んでいるということと，少子高齢化などの波により，犯罪が減少する流れになっている感じもあります。

【委　員】
私も防犯協会をやっておりますが，防犯協会の活動や，団体数も増加しているし，自分の身は自分で守ろうという気持ちが高まってきた。それに伴いまして，いろいろな防犯対策を，自分でできるものは自分でやっていこうということで，犯罪の抑止力が生まれてきた。小さな活動が大きい力になり，犯罪の抑止につながったということが結果としてありました。

【委員長】
犯罪の件数の中心が窃盗ですから，窃盗が減ると認知件数も減る。なぜかというと，防犯活動が定着したり，防犯活動の背景にある犯罪防止についてのノウハウというか，情報的犯罪予防と言いますけど，それらが割と定着してきた。それから，一つは外国からの集団的な窃盗犯がいて，そういう犯罪も少なくなってきた。ということで，いろいろな要因があるかと思います。しかし，犯罪は減ってはいるのですが，それでも多くの方々は，あまり安全ではないと,治安は悪化していて不安を持っているという現状が大きな問題です。さらに，犯罪を減らすことも大きな課題ですが，自分たちの住んでいる地域社会が安全だと感じられるような仕組みを作っていくということが，市町村レベルでは大事なことだと思います。なぜ減っているということだけでも，説明を入れていただくと分かりやすいという形で，よろしいのかなと思います。

【委　員】
犯罪件数の抜粋が載っている 11 ページを見ていただきたいのですが，各交番においての犯罪認知件数が載っております。しからば,この中で一体どんな種類の犯罪が多いのか，窃盗ですとか空き巣ですとかありますけれども，具体的な内容が分かると，もっと対策のしようがあるのではないかと思います。例えば，駅に近い所は自転車の窃盗が多いとか。これからモデル地区を指定するにしても，何を重点的にどうやっていくかということが分かりやすい方が良いので，犯罪発生の現状の全体件数と種類別件数の表示は，何らかの形であった方が良いということです。

【委員長】
分かりました。どこどこの地区は，どういう犯罪の傾向があるということが分かる資料を，現状の罪種別と交番別で出すことで，御検討願います。そういうことが分かれば，住民レベルで対策ができることもできるかもしれませんので，いかがでしょうか。

【事務局】
分かりました。

【委員長】
それでは，第３章計画の基本的方向，それに基づいて第４章の３つの柱について施策が示されていますが，この３本柱について御意見ありますでしょうか。

【委　員】
24 ページなんですが，３番の「犯罪の起きにくいまちづくり」について，空き地・空き家対策の強化ということで記載されております。今回，特別措置法の成立ということで，この中で空き家等対策計画策定を「検討します」という記載がありますが，今回９か年計画なものですから，この「計画策定の検討」ではなく,「策定を進めます」と言い切ってもらいたいのが私の希望です。特別措置法の中で，計画が努力義務なのかどうか分からないですけども，もう一歩踏み込んでいただきたい。

【委員長】
分かりました。全体との関係で，調整する必要があるかもしれませんが，御意見は承って，その方向で検討してもらいたいと思います。私の方から，３つの柱で１番目が「地域社会づくり」で３番目が「まちづくり」ですよね。読むと，基本方針３は，防犯灯などの施設設備面ハード面の話ですよね。２番目は人づくりで，防災意識の問題で，１番目の防犯力の高い地域社会づくりという示された内容を見ると，防犯に対する意識と関係するのですが，文化というか,「声掛けをしましょう」「ながらパトロールをしましょう」「学校での安全対策を進めましょう」「犯罪に対する抵抗力の弱い者への配慮」など，どちらかというと，ものの話ではなくて，文化の様なもので，地域社会というものと，まちづくりと重複感があるので，地域社会づくりは言葉を工夫してもらえると良いです。今，これが良いという案があるわけではないんですが，検討していただけるとよろしいかと思います。

【委　員】
犯罪防止には，ソフトとハードの部分がありますけれども，防犯意識というソフトの面もありますが，防犯カメラなどの新しい防犯対策もあります。ハードの部分も進めていかないと，意識だけではなかなか難しいと思います。今は，防犯カメラが活躍している状況で，どの事件でも防犯カメラの映像が出てきます。最近の犯罪は動機がない。警察でも苦慮していると思います。そういう意味では，今回内原に防犯カメラを付けてもらいましたけれども，水戸市内でもなかなか付けている所はないのに，大きな商業施設もあるということで，今回内原に付けたということもありますけども，今後は水戸市全体的に防犯カメラを何とか予算を取って,取り付けてもらいたい。地域社会づくりとしての活動もあるが，まちづくりなどのソフトの部分とハードの部分をもっと分けるような文言を考えて，基本方針を設定した方が良いと思います。

【委員長】
今回，地域社会づくりになると，文化や生活様式などもあるので，こちらは地域社会づくりのままで，後のほうを環境づくりと言ったほうが，少し棲み分けができるのではないか。防犯環境の整備，公共施設，まちづくり，防犯カメラ，自転車放置防止対策，これで

大体をくくれますかね。そしたら，第３のところを環境として，第１のところはこのままま ちづくり，地域社会づくりという形でよろしいでしょうか。それではまちづくり，モデル地区の指定というのがありますが，これから決めなくてはならないところですが，これは，この前提でよろしいでしょうか。

【事務局】
今，各委員様から御意見を頂きまして，「地域社会づくり」と「まちづくり」そのソフトの部分とハードの整備の部分ということで，人と人とのつながりという地域社会が大事で，それが含まれて隣近所で顔見知りになり挨拶等をする。そういった形が，地域社会がきちんとできていれば，犯罪の抑止に大きな効果がある。そういった意味でも，地域社会づくりという言葉を使用しておりますので，その点については，他の計画との兼ね合いもありますので，よく検討させていただきます。

【委員長】
分かりました。「地域社会づくり」というのは，そういったソフト面も含めて市が行っておりますし，「まちづくり」の方も市の基本的な要望としては，環境やハード的なものという使い分けがなされているということですので，26 ページの３のところにも，空き地空き家や，犯罪が起きにくいまちづくりなど書いてありますので，市の計画の中で言葉を使うこととなっても，説明文の中でもう少し環境を中心とするものであると，分かるような書きぶりをしていただければ解決できると思いました。
それでは，基本的にはこの方向については，この３つの基本方針でいくということについて，これで進めていくという形にしたいと思います。それで，第４章の施策の展開についての部分ですが，具体的な重点的な取組について，御意見がありましたらお願いしたいと思います。

【委　員】
私は観光ボランティアをやっているのですが，安心安全というのは，他所から来た人にとっても，水戸の街は安全で安心でき，公園とか公共施設にそういうところが徹底しているところがあります。そういうことで，おもてなしと言われていますが，水戸市ならではのものを加えていただければと思います。水戸市は観光が盛んですので，他所から来た人にとっても安全なんだと感じられる，そういう文を入れていただければと思います。これは町内での，挨拶や声掛けにもつながることで，町内だけではなく，外から来た人にも挨拶をする，そういうことではないかと思います。その点，これからのまちづくりということに対しては，水戸市ならではのものを加えたいと思います。

【委員長】
つまり，他の地域から来た方にとっても，この町は安全が保たれていて，防犯対策をしているということが感じられる町にするということを，この第１段目の所に何か入れられれば御検討お願いします。観光に来た人が，この町は安全に配慮していると，特に海外に行った時に感じることもありますので。

【事務局】
今の御意見につきましては，20 ページの真ん中のほうで簡単に表現しましたが，繁華街に限らず，水戸を訪れる方が安全を感じられるような，そういった施策をもう少し付け加えていきたいと思います。

【委　員】
20 ページに，学校における安全管理の推進とありますが，子供たちが自分の身を守るという意識と，そういったことには常日頃から訓練が必要です。私も 15 年消防団にいましたが，訓練は常に必要であり，子供たちに対するそういう意識を持たせるには，いかにしていざという時にランドセルを投げ捨てて逃げられるかとか，そういう自分で犯罪被害から逃れる力が必要。我々パトロール団が，いつも寄り添っているわけでもないし，親が一緒でもない。学校から一歩出るとずっと一人で登下校している人もいますし，どうしたらそういうところから逃げられるかということを，子供たちに教えるための教育も必要だと思います。その辺も記載いただければと思います。

【事務局】
それにつきましては 22 ページ一番下の②，子供たちの教育の充実のところを御覧ください。23 ページのところに，子供たちが身を守る，自衛的な防犯ということを記載しております。常陽銀行様から防犯ブザーなども譲り受けておりますので，防犯ブザーの携行などについても記載しております。

【委員長】
ここに書いてありますが，子どもの危機対応訓練等についても，もう少し実際に訓練をするということを，更に盛り込んでみてはという提案ですので，御検討いただければと思います。

【委　員】
それと「協働による先導的な防犯対策により，安全・安心を感じられるまち・水戸」という文言が,何を言っているのかが分かりづらい。もっと具体的な施策を示した方が良い。

【事務局】
ここでは施策の体系ということで，この計画全体を体系図に表したものですが，特にこの計画の中でも重点的な取組というのは，モデル地区等の様々な先導的な活動と，青少年育成を組合せとなっております。効果も上がっているということで，一つの重点的な取組という形で，今後もモデル地区の活動を設定して，更に全市的に展開していくということを重点的な取組といたしまして，それ以下の部分については，計画全体の体系を表したものになります。

【委員長】
確認ですが，17 ページで重点的な取組ということで書いてありまして，後にモデル地区の話があって，１，２，３という形であるわけですよね。そうすると重点的な取組というと，かっこ書きで１，２，３には掛からないということですよね。だったらちょっと表の方は 16 ページの図の方はこのとおりだということになると，今の 17 ページの書き方と，19 ページの書き方と見ると，重点的な取組が１，２，３にも掛かるようにこの書き方だと見えます。だからここで節を分けて，第１節とする必要があるかどうかですと，重点的な取組と，そのほかの１，２，３の３つの柱にした方が良いんじゃないですか。重点的だと全部に掛かるようになってしまう。

【事務局】
表現は分かりやすく直します。

【委　員】
敢えて重点的な取組と書かないといけないのですか。

【事務局】
このモデル地区としましては，他の市町村を参考にしましても，水戸市でしかやっていない貴重なところであります。その下の１，２，３本柱で進めるというのは，他の市町村でも出てきます。水戸市の最大の特色として，モデル地区ということになりますので，これを特出しする意味で頭に持ってきております。

【委員長】
だから，16 ページの図はそのままで良いということと，今の話を伺うと，正に先導的な部分が，市としてモデル地区に力を入れているということですよね。他の自治体ではやっていない先導的な試みということになり，先導的な防犯対策を含む，安全安心を感じられるということですよね。ちょっとその辺りを，表現の仕方があるので，売りものにしたいのはモデル地区は先導的な部分だと思いますので，本文で掛かり具合が分かるような形で御検討願いますでしょうか。他に何かありますでしょうか。

【委　員】
最近，万引きが非常に多くて，手の付けようがないという話です。内容的に青少年の万引きから，高齢者の万引きも増えて，安全なまちづくりとはちょっと方向性が違うとは思いますが，犯罪は犯罪ですので，万引きに対する啓蒙活動というか，まあ万引きというのは啓蒙活動でやるようなものではなく,立派な犯罪だという意識が子供たちの中にはない。犯罪というより，ゲーム感覚でやっているというので，それも計画の中に入れられれば良い。高齢者に関してもそうですし，最近は外国人による万引きが非常に多くて，お店によっては潰されるという状況です。非常にこれは考えなくてはならないことです。そういったことも加えていただきたい。万引きは年齢層が関係ありません，全ての人に関係あります。

【委員長】
万引き対策も非常に重要なことで，骨子レベルでどの程度まで計画に盛り込めるかということですが，今高齢者の犯罪が多くて，実際の発生レベルだけではなくて，刑務所の中も高齢化が進んでいるわけですが，高齢者や青少年だけではないかもしれませんが，万引きは犯罪であるという啓蒙も必要ですし，店の方でも万引き対策は必要ですので，万引きについて，意識のレベルだったら計画の中に盛り込んで，どこかに書くことができるかもしれません。

【委　員】
一時期，窃盗が増えた時期がありまして，各業者に万引きは犯罪だということで，今までは業者自体が警察に連絡しないで処理してしまうということもあり，万引きは全て通報してくれと言ったら件数が急増した。最近は，再犯者は増えているんですけども，初犯者は減っている。併せて，今度は高齢者が万引きをするようになったということで，いたちごっこですが，それでも全体的に見れば万引きは減少しています。確かに内原地区は，イオンがありますので万引きが増加しています。大型店舗の中では№１です。そういった中で万引きを減少させようということで，警察ＯＢの方々で万引き防止隊がボランティアで活動していただいております。その他にも，万引きをさせない環境づくりということで，万引きさせないような防犯カメラや，ブザーなどのシステム作りをして，そういう物を設置しているので，大分万引きは減っていることは事実です。

【委員長】
状況は分かりました。通報率が高まり認知件数が増え，対策も進み，万引きは減少傾向にあるということですが，安全なまちづくり計画の中にもし取り込めることがあったら，重要な問題でもありますので，御検討いただくということでいかがでしょうか。

【委　員】
それでは 20 ページのことなのですが，学校における安全管理の推進について，定期的な避難訓練を実施するとありますが，学校単独で実施することになりますので，できれば緊急時に備え，地域と連携しながら定期的に避難訓練を実施します。という感じで，地域との連携を入れてください。

【委員長】
これは御検討ください。

【委　員】
それから学校について考える上で，11 ページの表の中で，末広町交番は学校数が多い所なんですね。24 年から 25 年にかけて犯罪件数が倍以上になっているわけですね。これはどういう理由があるのでしょうか。

【委　員】
確かに，末広町交番は他の交番に比べて倍増していますけれども，内容的には賽銭盗と言いまして，これを上乗せしました。万引きとかいう犯罪ではなくて，一定の浮浪者的な者が大分はびこって，あちこちで悪さをした時期があった。それを何人か逮捕して調べたところ，賽銭を狙ったというのが非常に多かった。実際に，いろんな犯罪が増えているということではなく，一定の犯罪のみによってこの数値が出ているということで，どうぞ御安心ください。

【委員長】
他に何かありますでしょうか。

【委　員】
空き地と空き家はどうなのでしょうね。検討だけで実際に困っているのだが，どうしたら良いのか。

【事務局】
法律の方が国の方で 11 月に制定されまして，空き家に対して，長期間放置させないように利活用などを検討し，まず空き家にさせないようにします。しかし，どうしてもやっぱり，核家族化が進み，親が亡くなるとその親が住んでいた家が空き家になって，子供は別の所で生活している。

【委　員】
借地に家を建てて，建てた人が一人で死ぬと，地主は自分の家じゃないからやらないし，相続した人が要らないと言うと，どうしようもない。

【事務局】
その辺については，国の方からまだ基本指針が出ていませんので，それを踏まえた上で，具体的な対策については考えていきます。

【委員長】
確かに空き地空き家の問題については，重要な問題だと思いますが，防犯がらみで言うと，空き家が犯行現場になるとか，直接的な犯罪発生の原因にはならないとは思います。しかし，地域に荒れ果てた空き家が多いと，荒んだ感じが増していって，割れ窓理論的に犯罪を呼ぶと言われております。

【委　員】
道路際に空き家が建っていて，前を通った時に，目の前で瓦が落ちた人がいるんですよ。そういった場合も罪になりますよね。

【委　員】
アパートとかマンションができると，住人がそこに移動するわけですよね。あまり良くないものが残っていくというか，そういう環境がすごく増えると思います。

【委員長】
ですから，これは防犯の話ですので，空き家対策自体の問題も，行政として非常に大きな問題だと思いますが，ここで防犯対策の観点から言うと治安の悪化の要素になるので，その観点から説明を加えれば，防犯対策と空き家の話というのが結び付くのが見えてくれるので,何かそこに言葉を入れていただくなどして,対応していただけると有り難いです。

【委　員】
特定空き家って何ですか。

【事務局】
これは法律で規定されているもので，長年放置されて衛生環境が悪化し，倒壊の恐れがあるような撤去するしか方法がないような状況の空き家になります。

【委　員】
警察にお願いして，家が倒れて人の上に倒れたら，その場合誰が補償するのだと言って，強引に警察から言ってもらって，古家を３軒壊してもらったんですよ。私と町内会長と一緒に，警察に誰が保証するか言ったら，所有者の親戚で話し合って３軒壊してもらった。あのまま放置すると，人が生きるか死ぬかだから。

【委　員】
24 ページにもある，安全なまちづくりに入るかどうか分からないが，最近，山の持ち主が，山の掃除をしないので，非常に荒れ果てている山がある。道路に枝が出たり，生い茂ったりして見通しが非常に悪い。子供たちの通学路で，ちょっと連れ込まれたらもう見えなくなってしまう。そういうことを考えると,不審人物が隠れるには格好の場所であると。県条例を見たが，そういう山の持ち主に対しては忠告をして，やらないと罰金をするというのがあるのですけども，そういう問題じゃなくて，山や林の持ち主には管理する責任がありますので，下草を刈ったり，間伐をして見通しを良くする。これは木にとっても良いことですし，環境的にも大事なことですので，２番か４番辺りに文言を加えていただければと思います。

【事務局】
実際に，その問題に対しては空き地ではなくても空き地の問題として，地域安全課にたくさん寄せられていますので，所有者に適正な管理をお願いしております。雑木林のような所も，空き地と同じような形で対応しております。

【委　員】
きちんと植物が植えられている所は空き地とは言わない。檜とか杉とか，林業ですから林業としての捉え方をしないと。空き地という言い方は，畑とかの耕作放棄地や，家を壊してできた土地は，空き地としての捉え方で十分理解できますが，林とかの植林地は，林業としての産業の一環として入るので空き地として扱うのはおかしいかなと。持ち主にはきちんと管理をやってもらう。これは，県の条例にもなっておりますから，近い４番に加えてもらえばと思うが，私は環境に近いものがあると思いますけども，２番の犯罪を誘発しないという観点からでも構わない。空き地というだけでくくられると，一般の人は理解できないし，なかなか納得できないんじゃないかと。山林としてきちんと限定して，きちんとした管理義務があるということを，知らしめるべきではないかと私は思います。

【委員長】
今は，空き地の中に含まれるという前提で書かれていますけども，御指摘のようなイメージできるようなものも，御検討いただきたいと。私もイオンに行くときに，道路の脇に林があって，ああいう所が整備されていないと危ないと，そういうイメージで。

【委　員】
水戸市もけっこう広くて，大工町や南町みたいな街ばかりじゃないんですよ。若宮とか，谷津町とか，国田とか，藤井町とかそれぞれ周りにはそういう所がわんさかあるわけです。そういう所には，小学校もあるし，高齢者も住んでいます。そういう観点からも，そこまでの配慮をしていただきたいなと。山とか山林が多い所は，人目が少ないので犯罪がしやすいわけです。そういう意味でも，犯罪を誘発しないまちづくりの推進に加えていただいて，地主には管理する義務があるということを知らしめていただきたいなと思います。

【委員長】
分かりました。そういうものが含まれるようにできるかどうか，御検討していただきたいと思います。
皆様から意見を頂き，充実した計画ができそうな気がします。時間の関係もありますので，議論の方はここまでとさせていただきます。ただ，これで終わりではありませんので，後で御意見等がありましたら，どうぞ御遠慮なく事務局までお寄せいただければ有り難いと思っております。
あと今後の日程となりますと，御意見等を踏まえまして政策会議にかけるということで，その後パブリックコメントがあって，第３回２月のこの会議になります。そこで案をまとめるという手順になっておりますので，まだまだ先生方の御意見を反映できる機会がありますので，是非お寄せいただきたいと思います。

【委　員】
最後にこの計画について一つ，この計画はスパンが９年という長いものですよね。そして進捗状況の確認で，年に何回か集まるとありますが，もう少し９年のスパンを３年ぐらいにするとかね，そういうことは行政では考えていないのでしょうか。あれができたけど，

これはできないとか，今までの流れを見ても，お金がかかるものは大体お願いしても，お金がないからできないで終わってしまう。日常のちょっとしたことを直してほしいということでも，予算がないからできない。それを頭の中に入れた時，たくさんいろんなことを盛り込んで，立派なものができると思いますが，現実的に９年間という長いスパンで，私どもは命がなくなっちゃうかもしれないのですよ。やっぱりもう少し，小刻みのスパンで具体的にやったほうが良いと思います。

【委員長】

私も９年間というのは，かなり長いと思っておりまして，指摘の点は十分あると思いますの。今は思いつきなのですが，役所が作っている白書類には，全体的な動向や統計を示す部分と，特集みたいなものがありまして，この特集を組んだりする方法もあるかなと思います。年次報告の在り方についても，ちょっと工夫をお願いしたいという要望があったということで，是非御検討ください。

ということで，いろいろ御意見ありがとうございます。先生方にはいろいろ御議論いただきましたが，私が担当すべきところは終わったと思いますので，ここで議長を降ろさせていただきたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。以上をもちまして，本日の会議を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました